

## 都道府県公害審査会の動き

公害等調整委員会事務局

### 受付・終結事件の概要（平成30年4月～6月）

#### 1. 受付事件

事件の表示	事 件 名	受付年月日
宮城県 平成30年(調)第2号事件	自動車整備工場からの騒音・悪臭被害防止及び損害賠償請求事件	30.4.23
秋田県 平成30年(調)第1号事件	使用済タイヤ等回収業者からの騒音・振動等被害防止請求事件	30.5.18
栃木県 平成30年(調)第1号事件	工場解体工事による振動等被害損害賠償等請求事件	30.5.14
千葉県 平成30年(調)第2号事件	非鉄金属製造工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30.4.23
東京都 平成30年(調)第2号事件	J R 線鉄道騒音防止請求事件	30.6.29
滋賀県 平成30年(調)第1号事件	工場からの騒音被害防止請求事件	30.4.20
京都府 平成30年(調)第1号事件	事務所兼資材置場からの騒音被害防止請求事件	30.5.21
大阪府 平成30年(調)第3号事件	金属加工工場からの悪臭被害防止請求事件	30.4.13
大阪府 平成30年(調)第4号事件	保育園騒音問題承諾請求事件	30.5.25
大阪府 平成30年(調)第5号事件	給湯機騒音振動等被害防止請求事件	30.6.19
大阪府 平成30年(調)第6号事件	鉄工所騒音等被害防止請求事件	30.6.25
広島県 平成30年(調)第1号事件	自動車解体工場からの騒音・振動被害防止請求事件	30.4.13
広島県 平成30年(調)第2号事件	自動車プレス金型製作所からの騒音・振動被害防止請求事件	30.5.18

事件の表示	事 件 名	受付年月日
福岡県 平成30年(調)第1号事件	水道管布設替工事により発生した振動による家屋等 への損害賠償請求事件	30.6.25

## 2. 終結事件

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
宮城県 平成30年(調) 第1号事件  [コインランドリーからの低周波音被害防止請求事件]	宮城県 住民2人	コインランドリー等経営会社	平成30年1月9日受付  申請人らは、平成29年8月頃から、被申請人の経営する大型コインランドリーからのうなり声のような低い音に悩まされるようになり、頭痛や不眠症の症状によって苦しんでいる。よって、被申請人は、被申請人が経営する大型コインランドリーのヒートポンプの設置場所を変更する方法により、申請人ら居宅内における低周波測定値が参照値より低い数値となるような措置をとること。	平成30年4月24日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
群馬県 平成29年(調) 第1号事件  [護岸工事による騒音被害防止及び損害賠償請求事件]	群馬県 住民1人	建設会社 2社	平成29年12月18日受付  護岸工事により発生する音により、めまい、耳鳴り、頭痛、心臓に影響があり、また、一日中騒音がするため、認知症の母親の症状が悪化した。よって、被申請人らは、(1)静かに作業を行うこと。対策として、①砂利を持ってきたときに、静かに下ろすこと、②近隣住民に対して耳栓を配布し、防音幕を設置すること、③キャタピラーの音が静かな移動式クレーン車を使うこと、④作業員は静かな声で連絡を取ること、⑤移動式クレーン車の作業は、複数が同時に行わないようにすること、(2)治療費、精神的慰謝料、弁護士相談料等として、10万円を支払うこと。	平成30年4月5日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
埼玉県 平成30年(調) 第1号事件  [校舎増築による騒音・振動・悪臭等のおそれ公害防止請求事件]	埼玉県 住民2人	市(代表者市長)	平成30年2月14日受付  申請人は、被申請人が進めようとしている事業内容・計画によっては、騒音、振動、臭気等により、日常の平穏な生活が侵害されるおそれがある。よって、被申請人は、(1)申請人の通常の平穏な生活環境を保全するため、現校舎北側に増築が予定されている校舎の建物(以下「本件建物」という。)に関し、次の3点について騒音規制法、振動規制法、埼玉県環境保全条例及び市生活環境保全に関する条例等(以下「環境保全法令」という。)を遵守しなければならない。 ①本件建物が環境保全法令に適合していること、②本件建物の建築工事を環境保全法令に適合して進めること、③本件建物が竣工した後の運用において環境保全法令に適合するよう運用すること、(2)被申請人は、環境保全法令を遵守しない限り、本件建物を建築し、かつ本件建物を運用してはならない。	平成30年6月28日 調停打ち切り  調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
東京都 平成28年(調) 第2号事件  [保育所からの騒音低減請求事件]	東京都 住民1人	社会福祉法人	平成28年6月3日受付  申請人は、保育所からの騒音により、生活に支障が生じている。よって、被申請人は、①被申請人が運営する保育所からの騒音を低減すること、②園庭での園児の運動について騒音を減らすように、防音壁の設置等、具体的な対策を行うこと。	平成30年6月27日 調停成立  調停委員会は、13回の調停期日の開催等手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
滋賀県 平成30年(調) 第1号事件  [工場からの騒音 被害防止請求事 件]	滋賀県 住民1人	金属切削 加工会社	平成30年4月20日受付  申請人は、被申請人工場か らの操業に伴う騒音による 被害を受けている。よって、 被申請人方に防音設備、無 理であれば、申請人宅2階 の工場直近の部屋を含め、 二重サッシを設置すること。	平成30年5月22日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、 調停申請を取り下げた ため、本件は終結した。
大阪府 平成30年(調) 第1号事件  [解体工事に伴う 騒音・振動等被害 防止等請求事件]	大阪府 住民1人	不動産会 社/建設 会社	平成30年1月10日受付  被申請人らは、平成29年8 月から申請人自宅北側の 解体工事を行い、申請人及 びその家族が工事による騒 音・振動等により不眠等の 被害を受けており、被申請 人らに対策を求めたが改善 されない。よって、被申請 人らは、①解体作業で飛散 した粉じんにより埃まみれ になった家屋の回復をする こと、②事前説明と異なる 騒音・振動により亀裂等の 被害を受けた家屋の補修、 申請人の子の学習場所が 確保できない事及び家族 が精神的に受けているスト レスへの対処と補償をする こと。	平成30年4月20日 調停申請取下げ  申請人は、都合により、 調停申請を取り下げた ため、本件は終結した。
大阪府 平成30年(調) 第2号事件  [解体工事に伴う 振動被害補償請 求事件]	大阪府 住民1人	建設会社	平成30年1月19日受付  被申請人は、平成29年12 月19日から12月26日ま での間、申請人住居付近の コンビニエンスストア跡地 の解体工事を行い、その工 事により申請人住居1階部 分のコンクリートの亀裂及 びブロック塀の破損が生じ た。よって、被申請人は、 解体工事に伴う振動で生 じた、申請人住居1階部分 のコンクリートの亀裂及び ブロック塀の破損の補修工 事をする事。	平成30年4月11日 調停打ち切り  調停委員会は、1回の 調停期日の開催等手続 を進めたが、合意が成 立する見込みがないと 判断し、調停を打ち切 り、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
広島県 平成29年(調) 第1号事件  [請求事件] 自動車部品製造 工場からの騒音 被害防止及び損 害賠償請求事件	広島県 住民5人	自動車部 品製造工 場	平成29年9月5日受付  被申請人は、自動車部品製造工場を営んでおり、申請人は、そこから発生する騒音の被害を受けている。よって、被申請人は、①第一種住居地域での良好な生活環境を保証するために、騒音レベルを精神的な苦痛を与えない範囲に留めること、②土曜・日曜・祝日は休業とし、操業は平日の朝8時30分から17時までとすること、③慰謝料として、一人あたり50万円支払うこと。	平成30年5月17日 調定成立  調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた後、受諾勧告を行った結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として平成30年4月1日から平成30年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。